

(11) への出入りのために独自の旅行文書を発給できる。香港特別行政区における公秩序の維持は、香港特別行政区政府の責任である。

(12) 香港に関する中華人民共和国の右の基本政策、及び本共同声明の附属書Iに掲げるその詳細は、中華人民共和国全国人民代表大会により、中華人民共和国香港特別行政区基本法に規定され、五〇年間は不変とする。

四 連合王国政府及び中華人民共和国政府は、本共同声明の効力発生の日から一九九七年七月一日までの過渡期においては、経済的繁栄と社会的安定を維持し保存することを目的に、連合王国政府が香港の行政に責任を負い、中華人民共和国政府はこれに協力することを声明する。

五 連合王国政府及び中華人民共和国政府は、一九九七年における統治の円滑な移行を確保し本共同声明を効果的に履行することを目的に、本共同声明の効力発生に伴い中英合同連絡グループを設置し、同グループは本共同声明の附属書IIの規定に従って設置されかつ活動するものであることを声明する。

六 連合王国政府及び中華人民共和国政府は、香港における土地賃借契約及びその他の関連事項は、本共同声明の附属書IIIの規定に従って処理されることを声明する。

七 連合王国政府及び中華人民共和国政府は、以上の声明及び本共同声明の附属書を実施することに同意する。

八 本共同声明は批准されなければならないが、批准書の交換の日をもって効力を発生する。批准書の交換は一九八五年六月三〇日以前に北京で行う。本共同声明及び附属書は、等しく拘束力を有する。

一九八四年二月一九日に北京において、英語及び中国語で各二部を作成し、両文を正文とする。

附属書I、II及び交換覚書(略)

2.13 ドイツに関する最終的解決 についての条約(抄)

署名 一九九〇年九月二日(モスクワ)
効力発生 一九九二年三月十五日

ドイツ連邦共和国、ドイツ民主共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴェイト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国は、各国民が一九四五年以来互いに平和のうちに生活してきたことを自覚し、

ヨーロッパ大陸の分割を克服することを可能にするヨーロッパにおける最近の歴史的变化に留意し、ベルリン及びドイツ全体に関する四国の権利と責任並びに戦時及び戦後における四国のこれと対応する協定及び決定を考慮し、

国際連合憲章に基づく義務に従って、人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の関係を発展させること、並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとることを決意し、

ヨーロッパ安全保障協力会議がヘルシンキにおいて署名した最終決定書の諸原則を想起し、

これらの諸原則がヨーロッパの正当かつ永続的な平和的秩序の構築の確かな基盤をなしてきたことを認識し、すべての者の安全保障上の利害を考慮することを決意し、ヨーロッパにおける対立を最終的に克服し、かつヨーロッパの協力を発展させる必要があると確信し、

とりわけ効果的な軍備管理、軍縮及び信頼醸成措置を講ずることによって安全保障を進んで強化すること、互いに敵対者とみなさず信頼と協力の関係を築くために進んで努力すること、並びに、そのための適切な制度的予防手段の創設をヨーロッパ安全保障協力会議の枠組みの中で積極的に検討する用意があることを確認し、

ドイツ国民が自決権を自由に行使して、統一ヨーロッパ

ロッパにおける平等で主権をもった構成員として世界の平和に貢献するため、ドイツの国家的統一を達成する意思を表明したことを歓迎し、

確定的な国境を有する国家としてのドイツの統一がヨーロッパにおける平和と安定に重要な貢献をすることを確信し、

ドイツに関する最終的解決を定めることを意圖し、
 そうすることによって及び民主的かつ平和な国家としてのドイツの統一によって、ベルリンとドイツ全体に関する四国の権利と責任がその役割を失うことを認識し、
 一九九〇年二月一日のオタワ宣言に従い、
 一九九〇年五月五日・三日のオタワ宣言に従い、
 一九九〇年七月十七日パリにおいてポーランド共和国外務大臣参加の下に、及び一九九〇年九月二日モスクワにおいて会合した各外務大臣が代表して、
 次のとおり協定した。

次のとおり協定した。

第一条（統一ドイツの領域）(1) 統一ドイツはドイツ連邦共和国、ドイツ民主共和国及び全ベルリンの領域から成る。その対外的国境は、ドイツ民主共和国及びドイツ連邦共和国の国境であり、かつ、本条約の効力発生の日に最終的となる。統一ドイツの国境の最終的性格の確認は、ヨーロッパにおける平和秩序の不可欠の要素を成す。

(2) 統一ドイツ及びポーランド共和国は、国際法的に拘束力をもつ条約によって両国間に現存する国境を承認する。

(3) 統一ドイツは、他国に対するいかなる領土的請求も有さず、かつ、将来においてもこれを要求しない。

(4) ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府は、統一ドイツの憲法がこれらの諸原則と相容れないいかなる規定をも含まないことを保証する。したがってこのことは、ドイツ連邦共和国基本法の前文並びに第三条第二文及び第一四六条に定められた諸規定にも該当する。

(5) フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府は、ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府による、これに関する約束及び宣言を正式に承認し、かつその履行が統一ドイツの国境の最終的性格を確認するものであることを宣言する。

第二条（武力不行使）ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府は、ドイツの国土から平和のみが生まれるというみずから宣言を再確認する。統一ドイツの憲法に従い、諸国民の平和的關係を妨げ、とりわけ侵略戦争を準備することとなりかつその意圖で行う行為は、憲法違反でありかつ処罰される犯罪である。ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府は、統一ドイツが憲法及び国際連合憲章に一致する場合を除いて決してその武器を使用しないことを宣言する。

第三条（核兵器等の不保持、兵力の削減）(1) ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府は、核兵器、生物兵器及び化学兵器の製造、保有及び管理を放棄することを再確認する。両国政府は統一ドイツもこの義務に従うことを宣言する。とりわけ一九六八年七月一日の核兵器の不拡散に関する条約の権利及び義務は、統一ドイツに引き続き適用される。

(2) ドイツ連邦共和国政府は、一九八〇年八月三〇日府との完全な合意の下に、一九八〇年八月三〇日ウィーンにおけるヨーロッパ通常戦力交渉の際に次の声明を発した。

「ドイツ連邦共和国政府は、統一ドイツの兵力を三ないし四年以内に三十七万人の兵力（陸海空軍兵力）まで削減することを約束する。この削減は、第一次ヨーロッパ通常戦力協定の効力発生とともに開始する。この総上限の範囲内で、協定したところに従ってヨーロッパ通常戦力交渉の対象となる陸軍及び空軍兵力は、三三四五〇〇〇人を越えないものとする。

連邦政府は、陸軍及び空軍兵力の削減の約束をヨーロッパ通常戦力の削減に対する重要なドイツの貢献と考える。連邦政府は、今後の交渉において他の交渉参加国も兵力制限措置を含めてヨーロッパの安全保障と安定及び強化に貢献することを期待する。」

ドイツ民主共和国政府は、この声明に明確に同意した。

(3) フランス共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦並びにアメリカ合衆国の政府は、ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府のこの声明に留意する。

第四条（駐留ソ連軍の撤退）(1) ドイツ連邦共和国、ドイツ民主共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の政府は、統一ドイツ及びソヴィエト社会主義共和国連邦が、この条約の第三条第二項に定めるドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府の履行に關連して、現在のドイツ民主共和国の領域及びベルリンに駐留するソ連軍の滞在の条件及び期間、並びに一九九四年末までに完了する当該ソ連軍の撤退の処理について、条約によって規定することを声明する。

(2) フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、この声明に留意する。

第五条（現在のドイツの軍勢力）(1) この条約の第四条に従い、現在ドイツ民主共和国の領域及びベルリンからのソ連軍の撤退が完了するまで、同地域には統一ドイツの兵力として、その他のドイツ領域におけるドイツ軍が加わっている同盟機構には統合されないドイツ領土防衛軍の部隊のみが配置される。この条の第二項の規定に従い、この期間、他の国の軍隊は、同地域に配置されることなく又は他の軍事的活動も行わない。

(2) 現在のドイツ民主共和国の領域及びベルリンにソ連軍が駐留する間、ドイツの要望に基づき、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルラ

ンド連合王国並びにアメリカ合衆国の軍隊は、統一ドイツ政府と当該三国政府との間の協定により、引き続きベルリンに駐留する。ベルリンに駐留するドイツ以外の国の軍隊の兵力及び装備は、この条約の署名の時点におけるよりも強化されない。ドイツ以外の国の軍隊によって同地域に新たな種類の兵器は持ち込まれない。統一ドイツ政府は、ベルリンに軍隊を配置してきた諸国の政府と、これらの国との現在の関係を公正に考慮した条件で条約を締結する。

(3) 現在のドイツ民主共和国の領域及びベルリンからのソ連軍の撤退完了後は、他のドイツ領域におけると同様に軍事同盟機構に所属しているドイツ軍を同地域に配置することができる。ただし、核兵器の運搬手段を有してはならない。このことは、通常の攻撃能力に加えて他の攻撃能力を持つことはできるがドイツの同地域においては通常の役割のために装備されかつそのためにのみ用いられる通常兵器システムには適用されない。外国の軍隊及び核兵器又は核兵器運搬手段は、ドイツの同地域に駐留することはなく、同地域へ配備されることもない。

第六条(同盟の権利)同盟に所属する統一ドイツの権利は、そのことから生ずるすべての権利及び責任とともにこの条約によって影響を受けない。

第七条(四国の権利及び責任の終了)(1) フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴェト社会主義共和国連邦並びにアメリカ合衆国は、ベルリン及びドイツ全体に関する権利及び責任をこれをもって終了させる。この結果、これに関連する四国の協定、決議、実施事項は終了し、四国のすべての関連組織は解散される。

(2) 統一ドイツは、これによって対内及び対外の事項に対して完全な主権を有する。

第八条(批准)

第九条(効力発生)

第一〇条(正文、寄託者)

(略)